特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
21	在宅重度心身障害者手当支給事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吉川市は、在宅重度心身障害者手当支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

吉川市長

公表日

令和5年12月25日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

_I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	在宅重度心身障害者手当支給事務					
②事務の概要	 ・在宅重度心身障害者手当支給事務は、吉川市在宅重度心身障害者手当支給条例に基づき、在宅重度心身障害者に対し、在宅重度心身障害者手当を支給することにより、経済的及び精神的負担の軽減を図る。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務について、適正な事務執行に資するため使用する。 ①在宅重度心身障害者の受給資格認定の申請の受理、審査、決定に関する事務 ②在宅重度心身障害者手当の所得状況の届出の受理、審査に関する事務・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会の業務を実現する。 					
③システムの名称	在宅重度心身障害者手当システム、住民記録システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル:						
在宅重度心身障害者手当シス	テム					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第2項 ・吉川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「番号条例」)第4条、別表第1の4の項					
4. 情報提供ネットワークシ						
①実施の有無	<選択肢>(選択肢>(要施する)(要施しない)(3)未定					
②法令上の根拠	(情報提供の根拠)なし(情報提供は実施しない。) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第9号 ・番号条例第4条					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	こども福祉部障がい福祉課					
②所属長の役職名	障がい福祉課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求					
請求先	こども福祉部障がい福祉課 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地 048-982-9530					

こども福祉部障がい福祉課 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地 048-982-9530

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人未満(任意実施)]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			年12月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎	項目評価	[書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く	。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワーク	クシステム	を通じた提供る			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接網	売しない(入手) [〇]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・2	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査	·						
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監査		
9. 従業者に対する教育・唇	発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		

変更箇所

変更箇	_	ata are at a sea at a		Am a lamb dim	
変更日	項目 I7特定個人情報の開示・	変更前の記載 【名称】吉川市健康福祉部障がい福祉課【住	変更後の記載 こども福祉部障がい福祉課 埼玉県吉川市きよ	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月4日	訂正•利用停止請求	所】吉川市きよみ野一丁目1番地【電話番号】 【名称】吉川市健康福祉部障がい福祉課【住	み野一丁目1番地、048-982-9530 こども福祉部障がい福祉課 埼玉県吉川市きよ	事後	
平成31年1月4日	取り扱いに関する問合せ IIしきい値判断項目	所】吉川市きよみ野一丁目1番地【電話番号】	み野一丁目1番地、048-982-9530	事後	
平成31年1月4日	1. 対象人数 IIしきい値判断項目	平成30年9月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年1月4日	2. 取扱者数 IIしきい値判断項目	平成30年9月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
令和2年1月4日	1. 対象人数 IIしきい値判断項目	平成31年1月1日時点	令和1年12月1日時点	事後	
令和2年1月4日	2. 取扱者数	平成31年1月1日時点	令和1年12月1日時点	事後	
令和2年12月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事 務 ②事務の概要	・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、は体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会の業務を実現する。 ・吉川市在宅重度心身障害者手当支給条例に基づき、在宅重度心身障害者に対し、在宅重度心身障害者に対し、在宅重度心身障害者に対し、在宅重度心身障害者に対し、在宅重度心身障害者等組の軽減を図る。・特定個人情報ファイルは、在宅重度心身障害者に対して適正に手当を支給するために使用する。	・吉川市在宅重度心身障害者手当支給条例に基づき、在宅重度心身障害者に対し、在宅重度 心身障害者手当を支給することにより、経済的 及び精神的負担の軽減を図る。 ・特定個人情報ファイルは、在宅重度心身障害 者に対して適正に在宅重度心身障害者手当を 支給するために使用する。 ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団 体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報 保有機関で保有する特定個人情報の照会の業 務を実現する。	事後	
令和2年12月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ②吉川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条、別表第1の4の項	の番号の利用等に関する法律(以下「番号」という。)第9条第2項 という。)第9条第2項 吉川市個人番号の利用及び特定個人情報の 増加に関する条例(以下「乗号条例))第4条、別		
令和2年12月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし(情報提供は実施しない。) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・吉川市個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例第4条	(情報提供の根拠) なし(情報提供は実施しない。) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号条例第4条	事後	
令和2年12月25日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和1年12月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	
令和2年12月25日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年12月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし(情報提供は実施しない。) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号条例第4条	(情報提供の根拠) なし(情報提供は実施しない。) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第9号 ・番号条例第4条	事後	
令和3年12月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事 務 ②事務の概要	・吉川市在宅重度心身障害者手当支給条例に基づき、在宅重度心身障害者に対し、在宅重度心身障害者に対し、在宅重度心身障害者手当を支給することにより、経済的及び精神的負担の軽減を図る。 ・特定個人情報ファイルは、在宅重度心身障害者に対して適正に在宅重度心身障害者手当を支給するために使用する。 ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会の業務を実現する。	・在宅重度心身障害者手当支給事務は、吉川市在宅重度心身障害者手当支給条例に基づき、在宅重度心身障害者に対し、在宅重度心身障害者手当を支給することにより、経済的及び精神的負担の軽減を図る。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務について、適正な事務執行に資するため使用する。 ①在宅重度心身障害者の受給資格認定の申請の受理、審査、決定に関する事務 ②在宅重度心身障害者手当の所得状況の届出の受理、審査に関する事務 ②在宅重度心身障害者手当の所得状況の届出の受理、審査に関する事務・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムインターフェイスシステム、団体内統合宛名システムをデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会の業務を実現する。	事後	
令和3年12月24日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和2年12月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和3年12月24日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年12月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和4年12月23日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年12月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和4年12月23日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年12月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和5年12月25日	I 関連情報	障害福祉システム、住民記録システム、団体内 統合宛名システム、中間サーバー	在宅重度心身障害者手当システム、住民記録システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	再実施
令和5年12月25日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	在宅重度心身障害者手当支給ファイル	在宅重度心身障害者手当システム	事後	再実施
令和5年12月25日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	1000人以上1万人未满 令和4年12月1日時点	1,000人未満(任意実施) 令和5年12月1日時点	事後	再実施
令和5年12月25日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年12月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	再実施